

千葉県道路交通法施行細則の一部改正について

1 改正する公安委員会規則の名称

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第12号）

2 改正の概要

いわゆる「物流2024問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可欠である業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まる中、周辺の交通の安全と円滑への影響を最小限としつつも、こうした駐車需要にきめ細かく対応することが求められているほか、引き続き、訪問看護等に係る駐車需要へも適切に対応していく必要があり、「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）が閣議決定されたところである。

今般、警察庁から「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号、丙交指発第16号）が発出されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

3 改正の内容

（1）駐車禁止等規制の対象から除外される車両関係

駐車禁止等規制の対象から除外される車両に、標章を掲出しているものであって、保健師等が医師の指示を受け緊急訪問を行うため使用中の車両及び助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両を追加するもの。

（2）駐車許可関係

用務先の直近の駐車許可の対象となる車両に、身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両を追加するもの。

（3）除外指定車標章及び駐車許可証に係る手続関係

除外指定車標章及び駐車許可証の再交付申請手続及び記載事項変更手続を新設するとともに、駐車許可を受けようとする駐車の場所が同一都道府県内の複数警察署の管轄区域内にまたがる場合の申請書は一つの警察署に提出すれば足りることとするもの。

（4）様式関係

全国統一の様式とするため申請書の様式を変更するとともに、（3）に伴い各様式を新たに定めるもの。

（5）その他

その他規定の整理をするもの。

4 施行日

令和7年7月1日